

○長野県警察の広報活動等に関する訓令

平成13年9月27日
県警察本部訓令第19号

長野県警察の広報活動等に関する訓令を次のように定める。

長野県警察の広報活動等に関する訓令

長野県警察の広報活動に関する訓令（昭和63年長野県警察本部訓令第13号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 広報活動（第5条—第9条）

第3章 広聴活動（第10条—第14条）

第4章 補則（第15条—第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、県民の理解と協力を得て警察活動を効果的に推進するため、長野県警察における広報活動及び広聴活動（以下「広報活動等」という。）に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 広報活動 警察の姿を正しく、かつ、積極的に県民に対して知らせる活動をいう。
- （2） 広聴活動 警察に対する県民等の意見、苦情、感謝等（以下「広聴事案」という。）を把握して誠実に処理し、これを警察運営に反映させるための活動をいう。

（警察職員の心構え）

第3条 警察職員は、県民に対する一人一人の好ましい態度及び印象の全てが最善の広報活動であることを自覚し、常に理解と協力が得られるよう行動するとともに、あらゆる機会を通じて積極的に広報活動等の推進に努めなければならない。

（所属長の責務）

第4条 所属長は、広報活動等が適切に行われるよう所属の警察職員に対する指導教養を徹底するとともに、当該所属における広報活動等について責任を負わなければならない。

第2章 広報活動

（広報活動の範囲）

第5条 広報活動の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 広報活動についての企画調整及び調査研究
- （2） 報道機関への発表
- （3） 報道機関、官公庁その他諸団体との広報連絡
- （4） 広報誌（紙）の発行
- （5） 長野県警察本部のインターネット上のホームページの運営
- （6） 広報資料の収集、管理及び提供
- （7） 各種広報媒体の取材に対する協力その他の便宜供与
- （8） 警察施設等の見学における案内等
- （9） 音楽隊の演奏活動
- （10） 前各号に掲げるもののほか、広報活動の目的を達成するために必要な活動

（広報活動の基本）

第6条 広報活動の基本は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 効果的な警察運営のため、あらゆる警察活動に広報活動を一体化して取り入れるとともに、当該警察活動の主管部門と広報部門が連携して、広報効果を上げること。
- (2) 各種広報媒体、行事等を積極的に利用し、効果的な広報に努めること。

(広報相談課長の任務)

第7条 警察本部広報相談課長（以下「広報相談課長」という。）は、広報活動全般について統括するものとする。

- 2 広報相談課長は、広報活動に係る企画、調査及び指導に当たるほか、報道機関に対する対応の責任者として、その任に当たるものとする。

(広報活動責任者等)

第8条 各所属に広報活動責任者を置き、次長（広報相談課にあつては広報官）、副隊長、副校長又は副署長の職にある者をもって充てる。

- 2 広報活動責任者は、所属長の命を受け、所属における広報活動に関する企画、連絡、調整等に当たるとともに、適正な報道が行われるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 所属長は、必要に応じ所属の幹部職員の中から広報活動補助者を指名し、広報活動責任者の補助に当たらせるものとする。

(広報活動重点及び実施計画)

第9条 警察本部長は、毎年12月に、長野県警察の翌年の広報活動重点及び実施計画を策定し、所属長に指示するものとする。

- 2 警察署長は、前項の広報活動重点及び実施計画に基づき、署状に応じた広報活動実施計画を策定するものとする。

第3章 広聴活動

(広聴事案の分類等)

第10条 広聴事案は、次の各号に掲げるとおり分類する。

- (1) 意見・要望 警察活動等に対する個人の考え、希望、要望等
- (2) 苦情・抗議
 - ア 警察職員が職務執行において違法若しくは不当な行為をしたことにより、又はなすべきことをしなかったことにより、何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服
 - イ 警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満
- (3) 感謝・激励 警察活動等に対する謝意、励まし等

2 広聴事案は、次の各号に掲げの方法により県民等から寄せられたものを対象とする。

- (1) 口頭、電話、文書、ファクシミリ、インターネット電子メールシステム等により、警察本部、警察署等に寄せられたもの
- (2) 警察署協議会等の懇談会においてなされたもの
- (3) 新聞等への投書
- (4) 知事部局、長野行政監視行政相談センター等に対してなされたもの

(広聴活動の基本)

第11条 広聴活動の基本は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県民等から寄せられた広聴事案については、全て組織に載せて処理すること。
- (2) 広聴事案に係る事実関係の調査結果に基づき適正な処理を行うこと。
- (3) 広聴事案の内容が警察活動において有用なものであるときは、当該事案の内容を業務に反映させること。

(監察課長の任務)

第12条 警察本部監察課長は、広聴事案（警察署協議会等の懇談会においてなされたもので、個別的処理を要しないものを除く。）を一元的に掌握し、処理等の指導に当たるものとする。

(所属長の任務)

第13条 所属長は、広聴事案の適正な取扱いについて指導及び教養に努めるとともに、当該所属に係る広聴事案処理の責任を負うものとする。

(広聴活動責任者)

- 第14条 各所属に広聴活動責任者を置き、次長、副隊長、副校長又は副署長の職にある者をもって充てる。
- 2 広聴活動責任者は、所属長の命を受け、所属における広聴事案の受理、当該広聴事案が苦情・抗議に該当するか否かの判断、事実関係の調査、回答等の処理の任に当たるとともに、広聴事案の取扱いに関し、所属の警察職員に対する指導及び教養を行うものとする。

第4章 補則

(報告)

第15条 所属長は、次の各号に掲げる事項について、広報相談課長を経由して速やかに警察本部長に報告しなければならない。

- (1) 広報の必要がある事件・事故の発生及び処理状況
- (2) 広報活動を行う上で参考となる効果事例及び問題事案の内容

2 所属長は、広聴事案のうち、苦情・抗議に該当するものを受理したときは、警察本部監察課長を経由して速やかに警察本部長に報告しなければならない。ただし、軽易な内容であって、定型的な処理が可能な事案については、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置、回答等の処理を行った後に報告することができる。

(適用除外)

第16条 第10条、第12条、第13条、第14条及び第15条第2項の規定は、長野県公安委員会に対してなされたものについては、適用しない。

(補則)

第17条 この訓令に定めるもののほか、広報活動等の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日県警察本部訓令第9号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
附 則 (平成25年3月22日県警察本部訓令第6号抄)
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年3月22日から施行する。〔以下略〕
附 則 (平成26年11月7日県警察本部訓令第13号)
この訓令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成29年8月1日県警察本部訓令第15号抄)
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年8月1日から施行する。
附 則 (平成29年10月20日県警察本部訓令第21号抄)
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年10月20日から施行する。
附 則 (平成31年2月28日県警察本部訓令第5号抄)
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年3月15日から施行する。
附 則 (令和3年3月18日県警察本部訓令第2号抄)
(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年3月19日から施行する。